

戸別受信機申請から設置までの流れ

【申請前にすること】

1. 申請に際し、「大野城市防災行政無線戸別受信機貸与要綱」をご確認ください。
2. 「大野城市防災行政無線戸別受信機貸与申請書」に必要事項を記入し、危機管理課へご提出ください。

※戸別受信機の電波受信状況によっては、アンテナ工事が必要となります。

戸別受信機申請前に、電波受信状況の確認を希望する方には、デモ機(※1)を貸し出しますので、「貸出用戸別受信機借用申請書」に必要事項を記入し、危機管理課へご提出ください。



【戸別受信機受領後にすること】

1. ご自宅等の戸別受信機を設置したい場所に設置し、ミュージックチャイム(毎日吹鳴)で戸別受信機の電波受信状況をご確認ください。



【受信良好の場合】

1. 危機管理課へ受信良好の旨、ご連絡ください。
2. 納付書を送付いたしますので、負担金(2,000円)をお支払いください。



【受信不良の場合】

1. 市が戸別アンテナ設置事業者へ連絡し、事業者から申請者へ工事の連絡があります。

《アンテナ工事实施》

2. ミュージックチャイム(毎日吹鳴)で戸別受信機の電波受信状況をご確認ください。
3. 危機管理課へ受信良好の旨、ご連絡ください。
4. 納付書を送付いたしますので、負担金(2,000円)をお支払いください。

【注意事項】

※1: デモ機の個数には限りがありますので、借用から5日以内(土・日・祝日は除く)の午前9時~午後5時までに返却してください。